

## 総量規制基準について

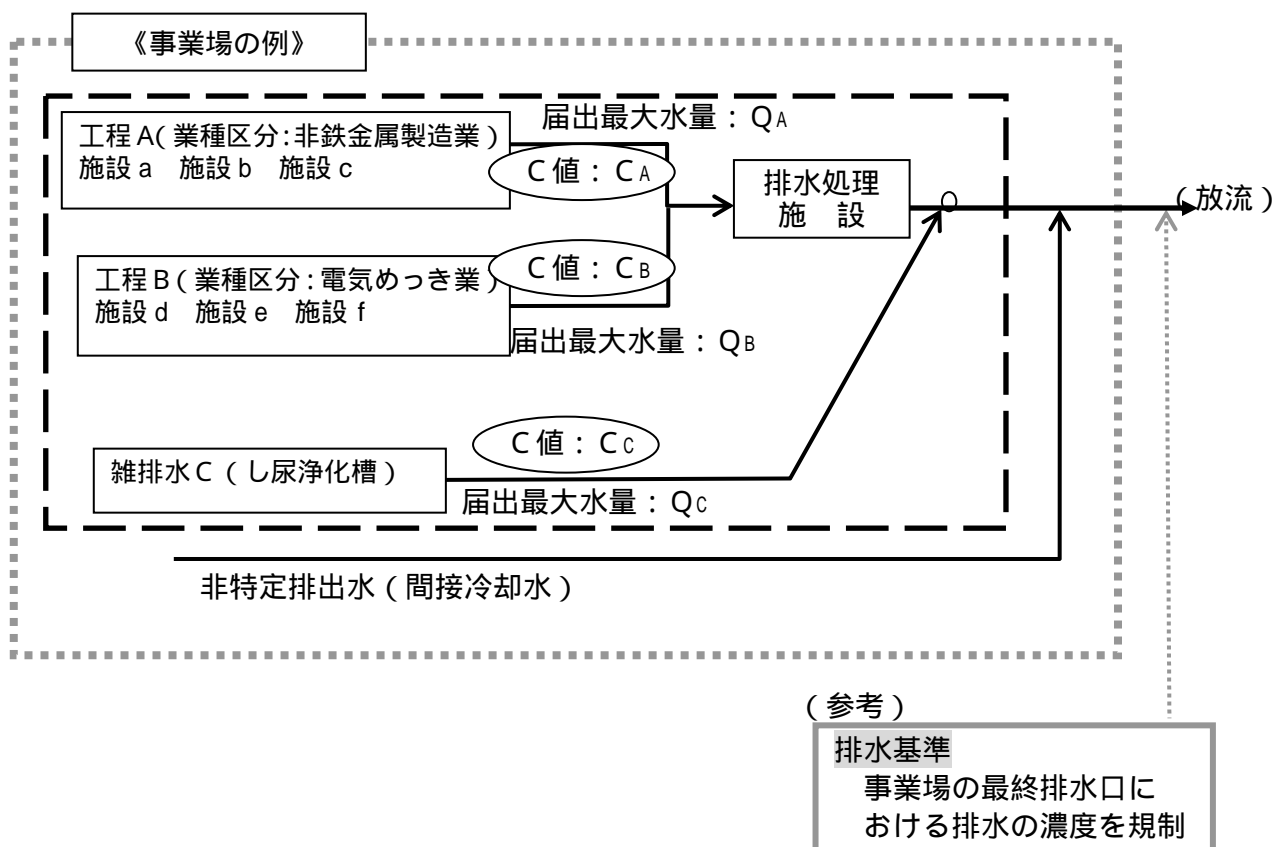
### 1. 総量規制基準

総量削減目標を達成するために、指定地域内事業場に適用する排出負荷量の許容限度（指定地域：大阪府にあっては全域）

適用対象 1日当たりの平均的な排出水の量が $50\text{ m}^3$ 以上の指定地域内事業場  
（排出水：特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水）

基準の算定式  $L = C \times Q \times 10^{-3}$   
各工程の業種及びその他の区分ごとに設定されたC値と特定排出水の届出最大水量（Q）の積の総和（冷却水は含まない）。

ここで、L：総量規制基準（kg/日）  
C：都府県知事が定める業種ごとの値（mg/L）  
Q：特定排出水（排出水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の量（ $\text{m}^3$ /日）



上図の場合の総量規制基準（L）は、

$$L = (C_A \times Q_A + C_B \times Q_B + C_C \times Q_C) \times 10^{-3}$$

